

令和8年度 世田谷区失語症者向け意思疎通支援者養成講座 募集要領

1 失語症者向け意思疎通支援者とは

失語症を理解し、失語症のある方との会話や会議、外出、各種の手続きなど様々な場面で、意思を確認し必要なコミュニケーションの橋渡しをします。

世田谷区では、令和2年8月より「世田谷区失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を開始しており、各対象者に対し1人の意思疎通支援者を派遣し、外出場面等での意思疎通を支援しています。

世田谷区の派遣事業の対象となるものは、次のとおりです。

- (1) 会合、会議等の場面における意思疎通支援
- (2) 公共機関、病院等における意思疎通支援
- (3) 買い物、公共交通機関利用時等の意思疎通支援
- (4) 社会参加、余暇活動等の場面における意思疎通支援
- (5) 失語症サロンにおける支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める支援

2 目的

世田谷区失語症会話パートナー養成講座を修了した方で、失語症のある方の福祉に理解と熱意を有する方が、国の指定した養成カリキュラムとの不足分を受講することで、世田谷区失語症者向け意思疎通支援者として登録し活動できるよう養成します。

3 講習内容

次の内容について講義・実習を行います。

- (1) 身体介助の講義・実習
- (2) 外出同行支援の講義・実習
- (3) コミュニケーション支援技術
- (4) コミュニケーション支援実習
- (5) 派遣事業と意思疎通支援者の業務

4 対象者

次の要件を全て備え、かつ後述する講習生の選考により本講座の受講を認められた者

- (1) 世田谷区失語症会話パートナー養成講座修了者
- (2) 令和7年3月1日から令和8年2月28日までの1年間に、失語症サロン、世田谷区内の失語症のある方の自主グループ及び通所施設での失語症プログラムにおいて、6回以上ボランティアとして活動している方
- (3) 本講座修了後、世田谷区失語症者向け意思疎通支援者として登録し活動できる方

5 募集人員

若干名

6 講習期間、講習内容および会場

(1) 講習期間（時間、回数）

令和8年6月4日（木）～11月5日（木）（全29時間、10回）

(2) 講習日程と内容

1) 講義及び演習（6回）

2) 失語症サロンでの実習（4回）

	日時	講習内容
* 第1回	6月4日（木） 13:30～17:00	意思疎通支援者とは 派遣事業と意思疎通支援者の業務 身体介助の方法（講義）
* 第2回	7月2日（木） 13:30～16:30	外出同行支援（講義） 身体介助の方法（実習）
* 第3回	8月6日（木） 13:30～16:30	コミュニケーション支援技法Ⅰ（講義） コミュニケーション支援実習Ⅰ（演習）
* 第4回	9月3日（木） 13:30～16:30	外出同行支援実習
会話実習	6月～9月 13:30～16:15	コミュニケーション支援実習Ⅰ（4回） （失語症サロンでの会話実習）
第5回	10月1日（木） 13:30～16:30	外出同行支援実習
* 第6回	11月5日（木） 13:30～16:00	外出同行支援実習 意思疎通支援者の心構えと倫理
	16:00～16:30	世田谷区失語症者向け意思疎通支援者登録について

（注1）上記講習日程のうち、*印のついた回は受講必須となります。

（注2）実習先の失語症サロンは、受講開始後に相談の上決定します。

（注3）修了には、上記講習日程の*印のついた回に全て出席できていること、かつ、規定の出席時間数（全29時間の8割以上）を満たすことが必要です。

(3) 講習会場

① 講義および実習

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 研修室B（世田谷区松原6-37-10）

② 会話実習

1) うめとぴあ失語症サロン（毎月第3水曜日）：世田谷区立保健医療福祉総合プラザ

2) 玉川失語症サロン（偶数月第1月曜日）：玉川区民会館（予定）

3) 烏山失語症サロン（奇数月第4木曜日）：烏山区民センター（予定）

7 受講申込方法および申込期限

所定の申込書に必要事項を記入し、課題(小論文)とともに下記送付先へ郵送ください。

<送付先> 〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区障害施策推進課事業担当

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業担当(行)

申込期限 令和8年3月16日(月)(消印有効)

8 選考方法

1) 1次選考 書類審査・小論文(結果は令和8年3月27日(金)発送予定)

2) 2次選考 面接審査: 令和8年4月22日(水)を予定

(結果は令和8年5月7日(木)発送予定)

※選考結果については、1次・2次選考ともに、申込または受験した全ての方に郵送でお知らせします。

9 留意事項

世田谷区失語症者向け意思疎通支援者養成講座は、世田谷区保健センターに委託をして実施しています。つきましては、受講申込書の内容を提供いたします。

また、以下に該当する場合、申込を受理できませんのでご注意ください。

(1) 対象者の要件を満たさないもの

(2) 記載事項に不備のあるもの

(3) 申込締切後の申込み等、申込手続きに不備があるもの

10 講座修了者

(1) 本講座の修了者には、修了証が交付されます。

(2) 修了後は、失語症者向け意思疎通支援者としての登録手続きを経て、世田谷区在住の失語症のある方等からの派遣利用申請に基づき、支援者として活動していただきます。なお、失語症サロンが利用者とのマッチングの場となっており、支援者は必要に応じ、失語症サロンへの参加が求められます。

11 その他

受講料は無料ですが、外出同行支援実習で交通費が発生した場合は実費をご負担いただきます。

【問合せ先】

(公財) 世田谷区保健センター 専門相談課 失語症者向け意思疎通支援者養成担当

電話: 03-6265-7546

FAX: 03-6265-7549